

生徒指導に関する諸問題 (六)

— 学校の安全を考える —

有 村 久 春

Problems on Student Guidance (6)

— In Terms of Security of Schools —

Hisaharu Arimura

Abstract

This paper discusses how desirable preparedness including everyday crime prevention guidance at schools is to guard against what are recently, recurring crimes, which threaten the children's safety and lives. Concrete measures such as every school to have consciousness against crisis, to organize a security network, and the necessity of self-help and efforts by teachers, were exemplified.

We must realize that the problem today is not restricted only to schools but encompasses society as a whole. It is even a matter of our view of the world. So far as the safety and lives of our children is concerned we should ask if utmost efforts are being made for their protection. Another, and perhaps more serious crisis is the inability of young people to recognize the sanctity of life. It can no longer be taken for granted that people believe that human life is inviolate. This is indeed a serious situation.

Key words: children's safety and lives, organization of security network, the self-help and efforts by teachers, view of the world, sanctity of life

1 学校の危機

子どもの学び舎である学校は、安全でなければならない。当然のことである。しかし、この〈学校安全神話〉が崩れつつある。文部科学省が発表した平成16年1月の「学校安全緊急アピール」(1)によると、学校を発生場所とする犯罪の件数が増加している。外部の者が学校へ侵入した事件は、平成14年には2,168件ののぼり、平成11年(1,042件)と比べて2倍を超える状況にある。

記憶にあるところでは、京都市立日野小学校(平成11年12月)、大阪教育大学教育学部附属池田小学校(平成13年6月)において、児童が殺害されるというあまりにも痛ましい事件が発生している(2)。決してあってはならない事件である。その後も、全国各地で不審者が侵入して、子どもや教師の安全を脅かす事件や通学路などで子どもに危害が加えられる事件が後を絶っていない(3)。

そしてまた、平成16年6月1日には実に痛ましい事件が発生した。佐世保市立大久保小学校で、6年生女子が同級生をカッターナイフで殺害した事件である(4)。

とりわけ、子どもの生命をあずかり、健やかな成長を願う校長(含:教職員と学校関係者)にあっては、「自分たちの学校や地域では事件は起こるまい」と楽観視することはできない。「事件はいつ、ど

こでも起こりうる」という危機感をもたなければならない。むしろ、その状況認識が現実のものになっている。そのうえで、異常事態や危機を想定した対策を意図的に講じていかなければ、子どもの安心・学校の安全は確保できない。全ての教師・関係者が緊張感をもって、子どもの安全確保に取り組む必要がある。また、保護者や地域社会、関係機関との連携・協力を図りながら、社会全体で〈子どもが安心できる学校づくり〉を展開することが必要不可欠である。

2 学校の安全態勢

上記のように、子どもの生命と安全を守る強い意識をもつとともに、各学校が日常の教育活動において〈危機予防対応〉に徹することが大切である（5）。

(1) 具体的に取り組む

危機とは、通常的手段では解決することが困難な状況にあり、個々の精神的混乱を引き起こす危険な事態である。したがって、その発生時には、危機状況に毅然として向き合い、異常の中にあっても冷静かつ慎重な対応が必要である。

例えば、「不審者侵入」の場合を考えると、以下のような対応が必要である。①対応者が退去を求める（「退去しない」状況・危機の発生）、②責任者（校長・教頭）に通報する、③暴力行為の抑止と退去の説得を行う（暴力の阻止、侵入者との対峙など）、④110番通報をする、⑤緊急避難ベルを鳴らす、⑥子どもの避難誘導を行う、⑦負傷者の応急救護を行う、⑧安全を確保する、⑨保護者等に連絡する、などの対応が錯綜しながらも迅速に組織的に行われる。その後、被害者等のこころのケア、情報の整理、各方面への報告・説明、再発防止対策などがなされる。

勿論、このような危機発生を予防・抑止する〈日常的な学校安全対策〉が最優先され、その実施がなされなければならない。具体的な項目としては、①実効ある学校マニュアルの策定、②学校安全に関する校内態勢の整備、③教職員の危機管理意識の向上（研修の充実）、④校門や通用門等の適切な管理（安全点検の実施）、⑤防犯設備（非常ベルやインターホン）の実効性ある運用、⑥子どもの防犯教育の充実（登下校の安全指導、見知らぬ人との対応に関する注意の徹底）、⑦日常的な取組体制の明確化（役割の確認、避難訓練の実施）、⑧不審者情報等を地域で共有するネットワークの構築（「子ども110番の家」の要請と確認）、などが挙げられる（6）。

(2) 危機の内容を予測する

子どもや教職員の安全を守る〈危機管理〉は、事の大小、その深度など多様である。一般に、次のような事態が危機の内容と考えることができる。

- ① 自然災害 … 地震、台風、大雨、洪水、火事など防災対応
- ② 教育活動の混乱 … 学習中（校内外）の事故、食中毒などの衛生問題、学習評価の説明責任、部活動中の事故、いじめや暴力の問題、不登校対応など
- ③ 病気・事故 … 子どもおよび教職員の交通事故、登下校時の事故、休業日等での山や河川での事故、長期の病気・入院など
- ④ 不審者等の出没 … 不審者の侵入（最近特に多発している）、外部者による粗暴行為、外部者の不当な圧力、名簿等の個人情報の聞き出し、不審電話や不審物など
- ⑤ 教職員の指導力不足 … 校長のリーダーシップ欠如、専門的な力量不足、体罰の問題、教師の不祥事、メンタルヘルスの問題、保護者とのトラブルなど

⑥ その他 … 施設・設備の破壊、人権問題のトラブル、情報通信の被害など

これらの発生状況に応じて、その内容がいかなるレベルにあるのか、個人的な要素が強いのか、学校全体や地域社会にどのように関与しているのかなど、その適切な判断が校長に求められる。

(3) 対応の基本を理解する

「備えあれば、憂いなし」を実効性あるものにする。起こり得る危機に対して、大きく3段階を考え、それぞれに留意点をもっていることが対応の基本である。

第1段階は、危機事前対応である。子どもの安全を揺るがすあらゆる危機の発生を想定することである。その対策マニュアルなどを十分に理解し、シュミレーションしておくことである。第2段階は、危機発生時対応である。その被害を最小限に食い止め、迅速に危機を解決し、子どもの安全を取り戻すことである。そして、第3段階は危機事後対応である。その危機の事態が一応収まった段階で、子どものこころのケアや二次被害の防止、その教訓を生かした教育指導の実施、再発防止に向けた中・長期的な対策などを講じることである(7)。

また、それぞれの段階ごとに以下のような対応が不可欠である。

① 問題・事態への毅然とした態度をもつ

特に、いじめや暴力行為の発生では、まずはその行為を止めさせる指導が優先される。見て見ぬふりをする対応は許されない。行為を阻止したあと、精神的な落ち着きを図りながら、状況の把握に努め、子どもの考えや言い分に耳を傾ける。行為に対する自己理解、自発的な反省や子どもなりの解決の方向を一緒に考える。この初期対応がすべてを決する場合が少なくない。

② 緊急な協働態勢を確立する

まずは、第一発見の教師が対応する。次に、問題の大小にかかわらず、校長を中心とした協働態勢を機能させる。教職員が当事者意識をもち、問題状況を適切に把握するとともに組織的な役割を果たすことが不可欠である。例えば、校長・教頭を中心としたプロジェクトをつくる、各役割を分担し早期に対応する、保護者等への説明を行う、関係諸機関と連携するなどである。

③ カウンセリング感覚のある対応をする

危機的な対応とともに、子ども同士の温かい人間関係のはぐくみ合いや教師との豊かなかかわり合いが、問題行動等の未然防止になる(詳細は、本稿「7教師の自助努力」に記述)。その基本となる考えがカウンセリング的な対応である。子ども一人一人の人間性を大切にされたかかわりを重視し、教師自身が自己の純粋性を磨く、受容的・肯定的な配慮をもって接する、子ども同士が体験的な共感性を身につけるなど、子どもの自己理解・自尊感情および他者理解の育成を基本的な教育観として日々の教育活動を実践することである。

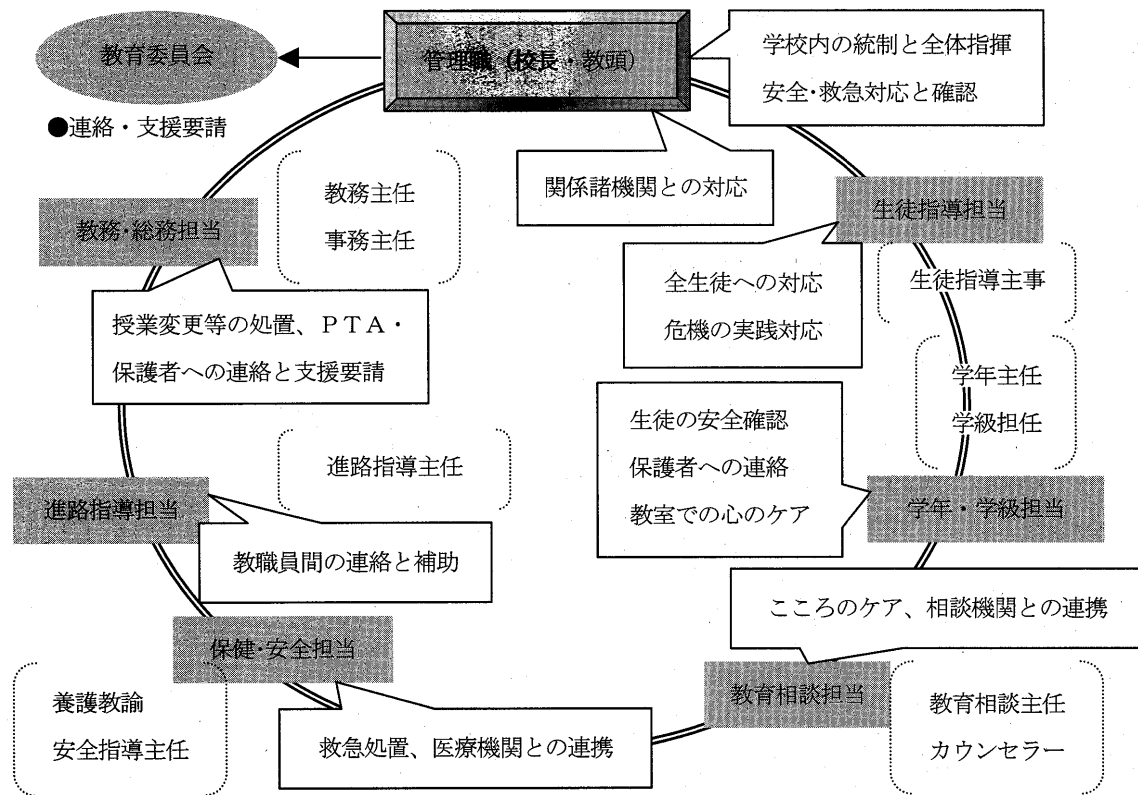
④ 複数の目で見える相談態勢をつくる

学校においては、複数の視点から子どもの変化に適切に対応できるように相談態勢の充実を図る。具体的には、スクールカウンセラーやスクールボランティアなどの相談員等の配置を拡充して、心の変化の早期把握に努める。また、小学校高学年・中学校の校内での生活実態をより効果的に把握するため、男性教師と女性教師が共同で生徒指導に当たるようにする。

3 組織設計の明確化

安全管理のための組織設計は、校長を中心にその問題(危機状況)をどのように考えるのか、

どのように見通しをもつのかなどに役立つものでなければならない。例えば、以下のような組織設計図を示し、役割分担を明確にする。



全体としては校長がその任を担うことになるが、全教職員が一致協力して安全管理態勢をつくるのが大切である。この認識と的確な動きが、校長の決断を誤らせない。主に教頭や生徒指導主事が具体的な役割分担を統括することになる(8)。

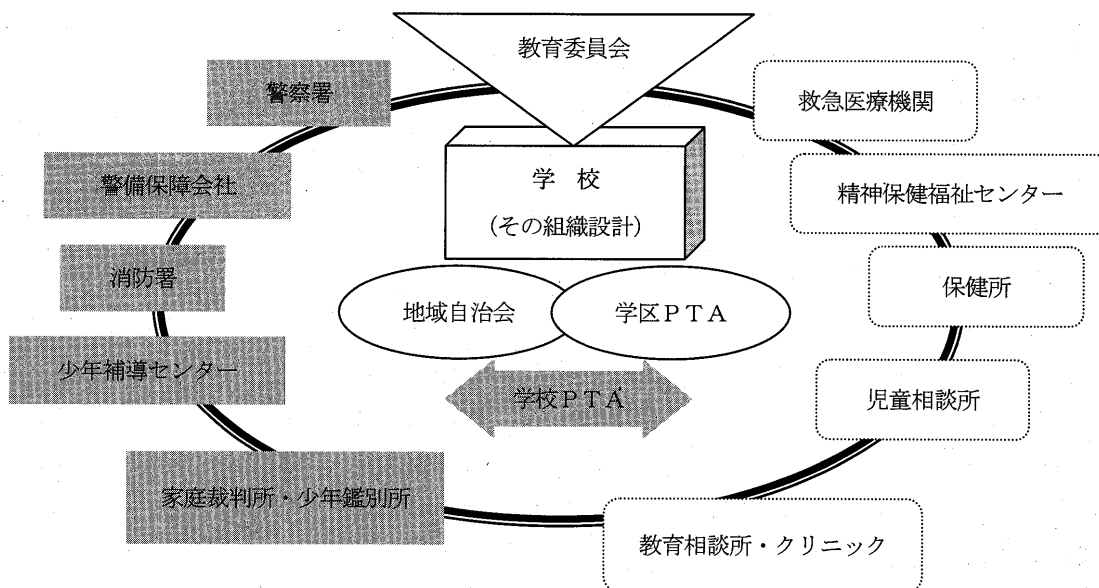
また、この組織設計活用の際に、次のような視点に留意したい。

- ① 組織設計作成の意図を周知する。教職員や関係者に、自校の安全管理態勢を見極めさせ、組織的な動きや情報管理の重要性を求める。
- ② 安全管理は、学校だけでは対応しきれない。例えば、保護者、地域の人々、カウンセラー、関係機関等と連携を深める。特に重大な問題行動や子どもの心身の安全に関する事態では、学校だけで抱え込む発想は成り立たない。
- ③ 保護者等への説明責任を果たす。危機の場合、「問題の発生状況」⇒「対応の経緯」⇒「現在の状況」⇒「今後の見通し」⇒「学校としての見解」などの手順でその状況や事態を説明する。この迅速な対応が、保護者や社会との信頼関係を築く基盤になる。子どもの安全を組織的に支える力にもなる。

4 安全管理のための支援専門機関の把握

学校の安全は、日々の予防管理によって維持される。この態勢づくりが危機を救う。子どもの生命

が危ぶまれる重大事故や地域社会レベルに及ぶ状況では、学校外の諸機関（例えば、以下の専門機関）との連携・協力が欠かせない。



(1) 計画的な組織チェックを行う

組織のマンネリ化を防止することである。あってはならないが、「組織あって、活動なし」の状況が学校にみられる場合がある。そこには、<チェックは年度当初に、結果報告は年度末に>という実態が考えられる。入り口と出口だけの点検は、危機管理に役立たない。当然ながら、子どもや教職員の生活や生命に関することだけに、少なくとも月毎に定期的・形成的にチェックする必要がある。例えば、毎月の学年会で各主任が教員に項目を示して日々の危機管理を見直す、管理マニュアルに即したシュミレーションを実施する、定期点検毎に関係機関と連絡を取り合うなどが不可欠である。

(2) 組織相互の連携とバランスを図る

組織間の連絡調整と相互協力が欠かせない。この間の齟齬が事態を混乱させることがある。例えば、個々の専門性や立場、独善的な教育観が先行してしまうことがある。逆に、組織的な圧力が生み出す<関係性のこころ疲れ>が起きることもある。そのバランスの調整が校長・教頭、各主任の役割として重要である。危機のときこそ、緻密な連絡調整と人間的な温かさが必要となる。

5 管理職不在時の対応

子どもの事故や危機状況が発生したとき、管理職が不在の場合にどう対応するのか。いかなる場合でも、危機対応に不備・不足があってはならない。

校長の判断にもとづかない対応は、子どもの安全を守れないとともに、子どもは勿論のこと保護者等の不安と不信を招きかねない。危機対応では、誰が責任者か、そこにどのような判断があるのかがポイントになる。やむを得ず、校長が不在の場合、教頭がその役割を果たす。両方が不在の場合、教務主任がその任を担うことになる。

(1) 日々の備えを重視する

校長は、対外的なかかわりや外での会議等も多く、学校を不在にすることが少なくない。開かれた

学校や外部との関係を重視する今日では、益々この状況がみられる。したがって、日頃から危機管理マニュアルの理解や不在時を想定した事故対応シュミレーションを実践的に訓練することである。例えば、不在状況と責任者の確認、教頭の判断による役割分担、それによる緊急措置と対応行動、連絡・報告の実際、校長への第1報などである。

(2) 管理職の動向を把握する

子どもの安全をあずかり、健やかな成長を願う学校にあって、「管理職が不在になること自体が危機である」との認識が重要である。まず、校長自身がその認識を十分に果たし、〈不在態勢〉を明確にしておくことである。いかなる場合でも、校長がどこにいるのか分からない状況はあってはならない。例えば、不在時の校務日程を確認する、出張目的・出張先および帰校時間等を把握する、教頭以下の各担当者に具体的に指示するなどの手立てが必要である。

(3) 的確な第1報をする

危機状況を〈校長が知らなかった〉では、説明責任を果たせない。ここに、校長の事態把握と第1報の意味がある。そして、「校長の認知→状況判断→適切な対応行動→方向性の明確化→事態の収拾」という問題解決への筋書きを可能とする。第1報の内容は、その基本とされる①いつ（when）、②誰が（who）、③何を（what）、④どこで（where）、⑤なぜ（why）、⑥どのように（how）を正確に把握することである。この6つの内容によって、危機状況の全体像と判断基準を得ることが可能になる。

(4) 校長の判断を具体化する

第1報により校長の判断・指示を得たら、教頭を中心に当面の対応を具体化する。その際、校長の指示内容を理解する、教頭の指示で誰がどのように動くかを明らかにする、対応の事実を記録する、報告・相談するなどの動きをチェックする。必要に応じて、これらの対応状況を第2報として校長に報告する。危機管理態勢にあっては、第1報を受けて校長が出先から直ちに帰校することが基本である。このことが、実効性のある判断、的確な対応、事態収拾に連関する。

6 子どもの心的ショックを支える態勢

学校内で子どもを巻き込んだ事件・事故が発生すると、子どもの身体・精神に重大な傷とショックをもたらす。危機の場面に遭遇する生々しさとともに、その後の心的なストレスが大きな課題になる。PTSD（Post-Traumatic Stress Disorder／心的外傷後ストレス障害）の症状もみられ、子どもの学習活動を不可能にする場合もある。また、そのストレスが将来の生き方を混乱させることさえ起きうる。とりわけ、被害に遭った子どもの対応に留意する必要がある。

その症状は、危機によるショック（外傷体験）が反復的かつ侵入的に想起され、あたかも過去の外傷の情景が目の前で起こっているかのような強い苦痛を味わうものである。極度の不快を伴う錯覚（解離性フラッシュバック）、恐怖感・怯え、孤立感、睡眠障害、過度の驚愕反応などが特徴的にみられる。このような症状は、精神医学・心理療法による専門的なケアを必要とすることから、カウンセラーや精神科医の診断と治療を受けさせるように対応する。事態に応じて、養護教諭や校長、スクールカウンセラー、精神科医、児童相談員、保護者などを一つにした〈サポートチーム〉をつくることも考えなければならない。

これら精神的なケア態勢とともに、日頃からの指導・援助として、教師個々のカウンセリング感覚のある対応が大切である。この子どもとのかかわりが、危機場面でその事実・状況をしっかりみる眼

を培い、子どもへの対応に連関するものである。

例えば、①教師自身が自己の純粋性を磨く、②受容的・肯定的な配慮をもって接する、③子ども同士が体験的な共感性を身につけるなど、子どもの自尊感情と他者理解の育成を基本にした教育活動を日々実践する。その際、特に近年の子どもの生活状況や保護者の考え方等も視野に入れながら、心理的な発達、個々の性格特性、学習や行動の特性などを把握した生徒指導を行う必要がある。

7 教師の自助努力 — その予防のために

学校の危機対応および子どもの安全管理は、教師一人一人の日々のきめこまかな指導と自己点検・自己評価、および指導の改善によるところが少なくない。子どもの成長発達にかかわる心理・教育的援助に努め、子ども個々の自立や自己実現を促す指導・援助、そして、望ましい生き方と人格の成長への援助を粘り強く展開することが教育の本質的な指導としても不可欠である。確かに、不測の事態に対応できかねる突発的な状況も考えられる。日頃から当たり前と思われることを丁寧に、しかも着実に教育実践していくことが子どもの命を預かる教師に求められるのである。

以下に示す(1)～(6)の項目は、子ども理解のあり方、行動変容への自己理解、子どもに積極的にかかわろうとする教師の姿勢や態度など教育活動のベーシックな部分を念頭に置き、具体的な予防策を総合的に示したものである。

7-1 カウンセリング感覚の習得

(1) 子どもの言葉に耳を傾けているか

「傾聴」ということである。子どもとのよりよい関係をつくり、充実した教育活動の基本になる。教師にとってはささいな相談と思われることでも、その子どもにとっては重要な話の内容であるという受け止めをすることである。相手を基本的に尊重する行為そのものである。子どもの言葉にうなずいたり、話の内容を繰り返したりしながら、言葉に表現された気持ちや考えを聴き入れるようにする。子どもや親にとっては、「聴いてもらっている」という安心感とともに、自らの問題の所在がより一層明らかになるものである。そして、その場が自由な雰囲気になり、相手の自発的な感情表出をより可能にしていくことができる。

(2) ありのままを受け容れているか

「受容」ということである。方法としてのカウンセリング (art of counseling) が最も大切にしている概念である。普段は何でもなく振る舞っている子どもも、個別的な相談や集団とのかかわりの場面では緊張しているものである。相談内容に自分なりの不安や悩みがある場合はなおさらである。その子どもの状態をよく理解し、焦らずゆっくりとかかわり、内的な感情を受け止める。「いまこんな話をしてくれたのね」などのように、子どもの話を繰り返すように受けとめることである。そして、「分かっているけど、そのとおりにできない」という＜情緒的な動きの取れなさ＞を感じ取る。そこには、子どもと教師との親和感(ラポート)が醸しだされ、安定した関係がみられるようになる。

(3) 自己指導の力を育成しているか

「子どもへの信頼」ということである。子どもは自分で問題を考え、それを主体的に考えていこうとする存在であることを教師として認識することが大切である。「このことを分かっていないから」とか「できないのでは?」という教師の一方的な発想から子どもをみていることはないか。子ども自身が自ら考え実行できるよう、その話題を一緒に話し合い、＜自分でできる＞＜自分で選んでみる＞

という自信と勇気に子どもが気付くようにかかわることである。そして、子どもの言葉や行動の背景にも眼を向け、「そうせざるを得ない状況がある」「どのような気持ちで、そういう行動をとるのか」など、子どもの存在や状況を見取り、子どもの成長する力に信頼を寄せる。

(4) 日々のかかわりを大切にしているか

教師自らも「純粋性 (genuineness)」ということである。教師の自己一致ということでもある。教育相談活動の場面だけで相談的な態度でありたいとしても、子どもの相談には応じられないものである。日々の教育活動の中でも、子どもの考えを十分に聴き、積極的にかかわろうとする<教師としての生き方>をもつことが基本になる。子どもと多くの時間を共有する授業中の教師像と相談場面での教師像が、子どもの側から見てほぼ一致していることが望ましい。子どもには、この一致度を純粋に見抜く力が備わっているものである。すべての子どもが心身ともに健康な成長を願っている。しかし、一つのことがきっかけで心のバランスを崩すことがある。子どもが、自らその回復を図るにはかなりの時間と努力を必要とする。ここに求められる教師のかかわりが、その子の自らを切り開こうとする真剣な心(ときとして、自分を閉ざしてしまう心もある)にしっかりと向き合うことである。教師のねばり強い指導・援助という言い方もできる。

7-2 集団の凝集性の醸成

(5) 所属感を育てているか

とりわけ、子どもの学校生活に重要な位置を占める学級集団のまとまり具合を考えたい。年度始めにその学級に所属した子ども一人一人が、「この学級に居ることが嬉しい、みんなと学び活動することが楽しい」と感じられるような学級になっているかを評価する。このことは、日々の授業における学習活動や子ども同士の人間関係、教室環境などを基本的な条件として、それぞれがうまく調和し合っ成り立つものである。学校教育において、子どもの学びの中心である各教科・道徳・特別活動の授業のねらいを達成するために不可欠な教育的雰囲気>と言っている。また、安心して学習課題を追究できる、自分の役割活動をグループや学級のみんが認め励ましてくれる、先生もよく聴き受け止めてくれるなどの状況を子どもが感得するとき、<その学級のまとまり>としての集団規範も生まれる。これらの考え方は、子どもたちの課題意識を育てる「総合的な学習の時間」の学びにも生かされていくものである。このプロセスに学級教師が十分にかかわり、個の能力や特性を生かしながら<子どものまとまり>を子どもたちと一緒につくるのが大切である。

(6) 計画的な集団経営を展開しているか

学級集団を経営していくとき、その計画や基本的な考えをもたないで進めると<その場しのぎの経営>になりかねない。年間の見通しをもち、学級教師としての理念を明らかにしながら集団経営を行う。その際、次のような考えを基本にしているかを点検する。

- i 計画を子どもと一緒に具体化しているか。例えば、子どもの目にも分かりやすい月別のマップにする。「どんな活動や行事をしたいか」などの視点から子どもと話し合う。
- ii 小集団の話し合いを重視しているか。授業中など4～6人程度のグループによる学習の機会をできるだけ多くする。その場での自由な語らいを体験できるようにする。
- iii 集団内での役割意識を育てているか。子どもは役割を遂行することで学級集団にかかわる体験をする。この経験を豊かなものにし、互いにその成果を認め合うようにする。

(7) 温かい人間関係づくりをしているか

学級集団の経営は、学級教師の理想やあるべき姿だけで成り立つものでない。子どもの実態や学習状況に学ぼうとする＜教師としての姿勢＞そのものが、学級をまとまりあるものにしていく基本である。この教師の姿勢が、子どもとの物理的な距離を近くし、心理的な壁を取り除くことになる。「先生に聞いてみようかな」とする子どもの心の接近を感得できることが重要である。そのために、子どもにも笑顔でかわり、スピーディーな対応をし、繊細な気配りを心掛けるようにする。また、学級の子どもの如何にして引きつけるかを工夫することも重要である。例えば、学生時代に合唱団に所属していたA先生は、その経験を生かして、朝の会で歌を子どもと一緒に歌っている。これが発展して「グループの合唱大会」の開催となった。歌を通して、集団の人間関係がなめらかになり、担任とのかわりも深くなっている。得意なことの積み重ねを各教科等や総合的な学習の時間の授業に生かし、子ども一人一人が自ら学ぼうとする学級の雰囲気づくりができるようにする。

(8) 教師の人間性を還元しているか

学級や集団をまとめる考え方の一つであるが、教師自らの生き方やパーソナリティーを子どもたちにも問い掛けることが大切である。学級の諸問題を子どもと一緒に考え、教師自身が悩む場面も生じることがある。＜先生は自分たちのことを真剣に見てくれる＞という感じ取り方が、子どもたちができるよう自己開示する。「なるほど、先生はこんなふうに思うよ」「君たちの考えはどうか?」「みんなの意見は?」など、人間味のある表出や対決をためらわない飾り気のなさが必要である。そこには、教師の勇気と自己成長がある。

7-3 確かな指導観・授業の充実

(9) 「～させる」指導から脱皮しているか

よく研究授業の指導案に「意欲をもたせる」「発表させる」「理解させる」などの表記を見ることがある。教師の＜指導目標や指導上の留意点＞にみられる。これを「一緒に考える」「活動を援助する」「活動を見届ける」などのような表記に変えてみる。少なくとも、＜教師から一方的に何らかの価値を子どもたちに指導する＞という発想にはならない。このことによって、教師側に子どもの活動をよく見てみよう、話を聴いてみよう、どう活動していくか待ってみようなど、子どもとのかわりに余裕が生まれる。そして、子どもたちの望ましい集団活動や学習の事実をねらいに即して援助できるようになる。そこには、子どもの学習活動を信頼し、子どもを肯定的にみる考えが存在している。

(10) 子どもの主体的な判断を重視しているか

とりわけ授業を進める中で、各学年や心身の発達段階にも配慮しながら、子どもの「自分はこう考えたい」「みんなでこんなことをしたい」「こんな実験ができる」などの欲求充足を助長するようにかかわりたい。このことは、子どもが自ら学ぼうとする基本的な欲求であり、＜関心・意欲・態度＞のベースになるものである。例えば、これまでも学級活動の議題の取り上げ方、係の役割分担などでは、子どもの欲求を汲み取ったかわりをしてきている。教育相談の指導体制を生かすには、学校行事等の大きな集団においても、一人一人の参加意欲が反映できるよう、子どもの活動への期待を聞き取ることや自己目標が実現できるよう援助することが大切である。

(11) 対人関係の学びを支援しているか

とりわけ、＜為すことによって学ぶ＞ことを大切にする特別活動やグループ学習にあっては、集団活動そのものの体験とともに、友だちのよさや教師との触れ合いを直に学ぶことができる。子どもが自らの生き方に適した社会的スキル（社会性）を身に付けていけるよう援助する必要がある。例えば、

ポスターを見て「わあ、このポスターきれい。いいなあ」と、友だちのよさに気付いた子に「A子さんのポスターの色が気に入ったのね。A子さんも喜んでいると思うよ。先生もうれしい」と声を掛ける。子どもが友だちのよさに気付くスキルを具体的に学べるように、個と集団、友だち同士のヨコの関係に働きかける。また、集会活動や学芸会などの場面で、友だちや教師と一緒に「やりとげられた」「この次もやりたい」などの感動する学びを味わう。さらに、友だちや教師と活動したことを作文に書いたり感想を發表したりして、人との温かいかわりを体験できるように工夫する。

(12) 学習材づくりを支援しているか

子ども自身が自分たちの活動目標を目指して、学習材を創り出すことを援助したい。例えば、実際に調査して資料集を作成したり、お楽しみ会に必要な小道具を作ったりできるようにすることである。このことを通して、子どもは自分たちができることはどんなことか、自分たちの目でどんなことが確かめられたかなど、活動の事実や具体的なデータをもとに理解することができる。このような活動の積み重ねが、各学級や学校としての〈活動の財産〉となり、事実としての学習評価の一つになる。また、子どもが主体的に題材や教材を選択できるように、複数の課題を提示するような工夫も考えられる。さらに、子どもたち自身が活動の見通しをもてるように学級活動カード、学習発表会のプログラム、クラブ活動の予定表などを作れるように援助したい。そして、活動過程を教師が見届け、「このカードはみんなの意見を書くようにしたんだね」「低学年の子どもたちのことも考えて計画しているね」などと、工夫のしどころを見出すようにかかわることが大切である。

(13) 役割活動を支援しているか

子どもは、自分のすることが分かっているとき生き生きとして活動する。例えば、国語でのグループ学習、遠足での役割体験、運動会や体育祭等での係分担などにおいては、誰にも公平に何らかの役割分担があるように配慮する。自分の役割を実行しながら、学習を工夫し、友だちや教師とかわり、目的に近づく喜びを体験していく。いかなる集団にあっても、ある一部のリーダーだけが役割を担い、そのリーダーに追随するような活動では意味がない。リーダーシップは、個の役割遂行によって培われ、集団の援助・協力によって成就していくものである。そこには、相互の多様な役割の体験と交流がみられる。教師は、このような子どもの役割活動の事実をそのグループ内で相互評価（役割遂行の様子を自由に語り合う）するように場面設定したい。例えば、ロールプレイングによって役割の意義を互いに体験できるように工夫したり、シェアリングによって活動の事実を振り返ったりすることが重要である。

7-4 会議・運営のあり方の工夫

(14) ケースに学んでいるか

生徒指導や教育相談の全体会などでは、そのケースの経過報告の内容について、例えば「どうしたらその子が登校するようになるか」という方向のみに論議が集中する場合がある。しかし、報告の内容・諸条件によって、そのケースをどのように理解し、どう学ぶかが大切なのである。不登校に陥っている子どもの内なるこころの辛さを理解し、担当者（担任）がその子どもを援助する〈プラスエネルギー〉になるよう一緒に学び合うことである。「子どもはこのことで苦しんでいるのでは?」「こんな思いでいるのでは?」「担当としてこのように考えているのでは?」などの視点から、ケースに学ぶ必要がある。ケースカンファレンスとしての会議内容でありたい。

(15) 全教職員が会議に関与しているか

報告者の一方的な経過報告だけに終始する、関係している数名だけが考えや意見を出す、などのようにならない会議の運営を工夫することである。一例であるが、経過報告の後、i 参会者個々が報告内容に対する学びを記述する、ii 学年や部会などのグループで個々の学びを理解し合う、iii グループでの学びを全員に発表する、iv 報告者からの学びを全員が聞く、v 校長・教頭がコメントする、などの場面構成を工夫することが大切である。

(6) 個人情報の保護に留意しているか

子ども個々の指導上のことを話し合うとき、その子の個人情報を提示することがある。資料作成の段階にあっても、会議等で協議する場合でも、個人情報の保護に対する考え方や処理について十分に配慮する必要がある。会議で使用した文書資料は、その場で管理者（主に教頭）が全員分を回収して適切な処理・保管をすることが大切である。また、参会者個々も個人情報の保護のために、守秘義務に徹する必要がある。地方公務員法34条に示されている「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」とする内容の遵守である。この法的な理解とともに、その子どもの人権の尊厳、ケースに対する真剣な気持ち、専門職としての教師、などの観点から十分に慎まなければならないことである。

● 引用文献・参考文献等

- (1) 文部科学省の通知 「学校安全緊急アピールー子どもの安全を守るためにー」（平成16年1月20日）において、特に「関係者には、『私たちの学校や地域では事件は起こるまい』などと楽観せず、『事件はいつ、どこでも起こりうるのだ』という危機感を持っていただきたい。その上で、様々な対策を意図的に講じていかなければ学校の安全は確保できないという認識の下、緊張感を持って子どもの安全確保に取り組んでいただきたい。」と述べ、以下の留意事項を示している。なお、本通知の冒頭に「近年、学校を発生場所とする犯罪の件数が増加している。凶悪犯が増加するとともに、外部の者が学校へ侵入した事件が、平成14年には2,168件と、平成11年（1,042件）と比べて2倍を超える状況にある。」とふれている。

学校安全に関する具体的な留意事項等

【学校による具体的取組についての留意点】

- ・ 実効ある学校マニュアルの策定
- ・ 教職員の危機管理意識の向上
- ・ 防犯関連設備の実効性ある運用
- ・ 日常的な取組体制の明確化
- ・ 学校安全に関する校内体制の整備
- ・ 校門等の適切な管理
- ・ 子どもの防犯教育の充実

【設置者による具体的取組についての留意点】

- ・ 設置する学校の安全点検の日常化
- ・ 教職員に対する研修の実施

【地域社会に協力願いたいこと】

- ・ 学校安全の取組に御協力いただける方の組織化を
- ・ 不審者情報等を地域で共有できるネットワークの構築を
- ・ 「子ども110番の家」の取組への一層の御協力を
- ・ 安全・安心な「子どもの居場所づくり」を

【地域の関係機関・団体に協力願いたいこと】

- ・ 学校との一層の連携を

- (2) この事件のあと、文部科学省は平成13年8月31日に以下の通知（13文科初第576号）を発し、安全対策を指導している。「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目（例）の改訂について（通知）」この通知は、それまでの「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について」（平成12年1月7日・文初小第500号）、を見直すものとして改訂されたものである。大阪教育大学教育学部附属池田小学校の悲

惨な事件（平成13年6月）を踏まえ、再発防止を願ったものである。以下にその一部を例示する。

（教職員の共通理解と校内体制）

（1）幼児児童生徒の安全確保に関し、教職員の共通理解と校内体制について、次のような方法により整備されているか。

○ 日頃から職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換を行うなどにより共通理解を深め、教職員一人一人が学校の安全管理について意識の向上を図っている。

○ 幼児児童生徒の安全確保のため、教職員の具体的な役割分担や関係機関への連絡体制を定めた危機管理マニュアル等を作成するなどして、校内体制の整備を図っている。

（来訪者の確認）

（2）学校への来訪者が確認できるような次のような措置を講じているか。

○ 立て札や看板等による案内・指示を行ったり、入口や受付を明示している。

○ 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定している。

○ 来訪者にリボンや名札等を着用させて、識別が可能にしたり、来訪者に声かけ等をして身元の確認を行うなどして、外部からの人の出入りの確認を行っている。

*（省略） 以下、不審者情報に係る関係機関等との連携、始業前や放課後における安全確保の体制、授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保の体制、登下校時における安全確保の体制などについても改善を図るよう具体項目が示されている。

（3）例えば、最近では以下のような事件が発生している。

- ・平成16年11月17日 奈良市の小1女兒が36歳の男に誘拐され、殺害された。男は、下校中だった女兒に「家まで送ってあげる」と声を掛けて車に乗せ、「忘れ物をした」と言って自宅マンションに誘い込んだ。その後、水を張った浴槽に顔を押しつけて殺害し、同日夜に遺体を同県平群町の造成地に放置した。
- ・平成17年1月20日 横浜市港北区の市立小学校に、26歳の男が侵入、校舎4階で6年の女子児童を突き飛ばすなどした。副校長らが男を取り押さえ、駆け付けた港北署員が現行犯で逮捕した。女兒らにけがはなかった。
- ・平成17年1月24日 京都府京丹後市の市立中学校の3階廊下で、3年の男子生徒（15）が日本刀（全長61センチ、刃渡り44センチ）を取り出して、2回振り回し、暴力行為の疑いで逮捕される。
- ・平成17年2月14日 大阪府寝屋川市の市立中央小学校に、市内に住む職業不詳の少年（17）が侵入し、教職員3人を持っていた刺し身包丁（刃渡り約21センチ）で切りつけた。5年生の担任教師が背中などを刺されて病院で死亡、女性教諭ら2人は腹を刺され重傷を負った。少年は現行犯逮捕された。

（4）長崎県教育委員会ホームページ 事件当日、県の教育長が以下のコメントを発表している。
(<http://www.pref.nagasaki.jp/edu/>)

「教育長コメント（佐世保市における女子児童の事件について）」（平成16年6月1日）

6月1日（火）に、佐世保市立大久保小学校の校舎内で、小学校6年生女子児童が同級生に命を奪われるという、大変いたましい事件が発生しました。長崎市で昨年7月1日に起こった幼児誘拐殺害事件から、まだ1年も経っていない時期に、県内でこのような事件が起こったことを誠に遺憾に思います。

ご遺族の方々のお気持ちをお察ししますと断腸の思いであり、亡くなられた御手洗怜美さんに心から哀悼の意を表します。昨年7月の事件を踏まえて、命の大切さや他人への思いやりなどの豊かな心を育む道徳教育の一層の充実に努めてきただけに、このような事件が発生し、悔やみきれない気持ちでいっぱいです。

今後は、警察による事件の背景や動機等の解明も踏まえながら、改めて命の尊さ・大切さについて強く指導しますとともに、総力を挙げて再発防止に取り組んでまいりたいと存じます。 長崎県教育長

なお、県教委では、本事件の調査をまとめた「佐世保市立大久保小学校児童殺傷事件調査報告書」（最終報告）を平成16年12月9日に発表している。

（5）そのための参考図書：上地安昭編著『教師のための学校危機対応実践マニュアル』金子書房 2003

（6）例えば、(1)の通知において「①実効ある学校マニュアルの策定」については、以下のよう記されている。

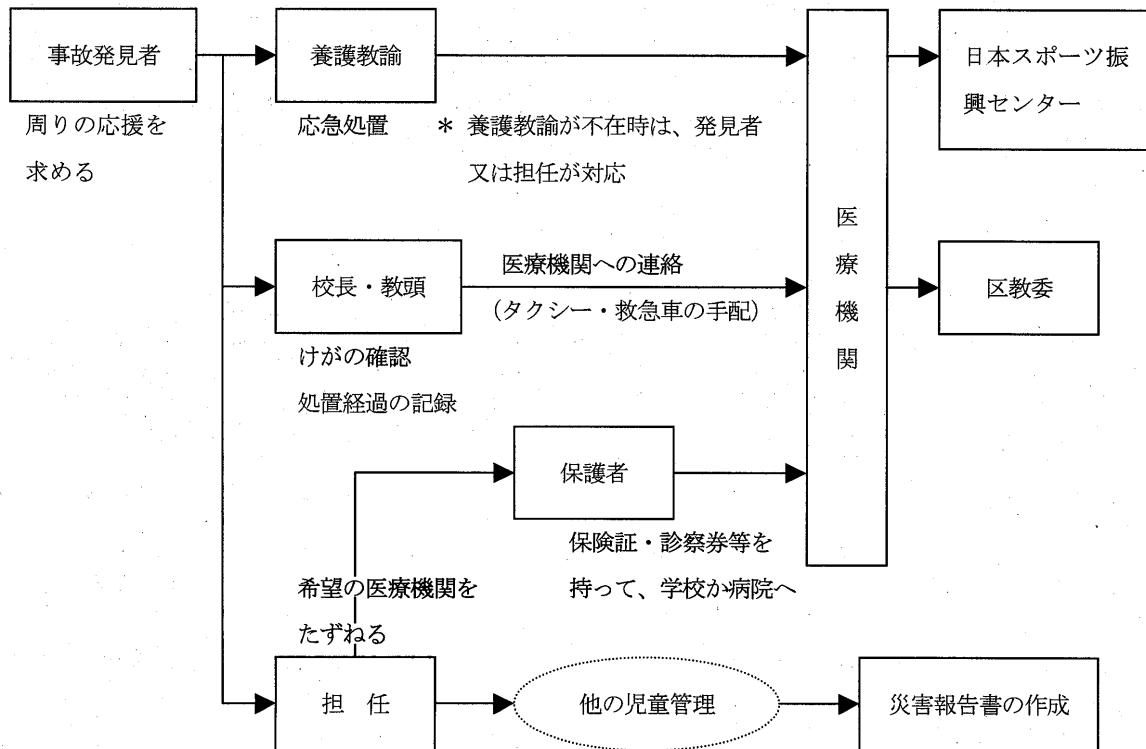
形式的な作成では意味をなさないことを指摘している。

学校マニュアルの作成は、あくまで子どもの安全確保のための手段であり、それ自体が形式的な目的になってしまっただけでは何ら意味がありません。学校マニュアルを踏まえた意図的・具体的な取組が危機感を持って真剣になされることこそが重要なのです。

学校マニュアルは、通常の校内活動時よりも、運動会や授業参観など不特定多数の来校者がある時、登下校時、校外での活動時など様々な場面を想定して、具体的かつ機能的なものにする必要があります。そして、その実効性を高めるためには、防犯訓練等を繰り返し、内容に不足はないか、思わぬ支障はないか、教職員の役割分担は適切かなど、多角的な観点から不断に検証し、随時改善を図っていくことが必要です。

また、(3)に挙げた事件の発生にともない、行政当局が「全小中学校に防犯カメラを設置する」(武蔵野市)、「小学校に警備員を常駐させる」(渋谷区)などの対応を打ち出したところもある(平成17年2月16日・読売新聞)。なお、文部科学省の調査(平成16年3月末)では、全国の私立小学校176校のうち98校(55.7%)と、国立小学校73校のすべてが警備員を配置している一方、公立小学校22,727校のうち警備員を置いているのは1,193校(5.2%)であった(同・読売新聞記事)。

- (7) 文部科学省は、(4)の事件発生後、「児童生徒の問題行動に関するプロジェクトチーム」を設け、その状況や背景の理解および再発防止について検討を行っている。そして、『児童生徒の問題行動対策重点プログラム(最終まとめ)』を発表している(平成16年10月)。その内容は、教育の原点に立返った早急かつ根本的な対応を求めるものであり、①命を大切に教育の充実、②学校で安心して学習できる環境づくりの一層の推進、③情報社会の中での情報モラルやマナーについての指導の在り方の確立、の3点を重視する必要があるとしている。
- (8) 各学校は、安全管理体制を重視して学校独自のマニュアルを作成している。以下は、東京都S区立Y小学校の「事故発生時の校内態勢」である。その一つとして例示する。



(ありむら ひさはる 初等教育学科)